

# 大地の窓 法的視点で読み解く中国社

◆ 大地法律事務所弁護士・熊琳 ◆

## 最終回 「総経理解任の董事会決議の効力」

【ニュース概略】上海にある某エコ技術関連会社内の共同出資者 3 名による董事会で「総経理解任が、董事会の承認を得ず会社資金を流用して株取引を行い損失をもたらしたので解任する」旨決議し、総経理解任したのに対し、甲がそうした事実はないとして、決議取消を求めて提訴した。第一審は事実誤認を認めて取り消しを認容したのに対し、第二審（終審）の中級人民法院は、裁判所によるチェックは決議の手続面の審査が中心で、解任理由の存否については判断しないとして訴えを却下した。（人民法院報「最高人民法院指導案例 10 号」）

### 裁判所の判断

(1) 第一審：総経理解任理由は事実と異なり、董事会決議は無効。

(2) 上海第二中級人民法院（終審）：裁判所は、董事会決議の手続きが「会社法」と定款の規定に違反せず、決議の内容も定款の規定に違反しない場合、解任理由の事実の有無について審査、認定を行わない。最終的に当該董事会決議は有効である。

### 解説

本件では、董事会が行った総経理解任決議の効力が争われ、解任理由の存在や事実誤認に対して裁判所による判断が及ぶかが問題となりました。

#### 1. 董事会決議の瑕疵に関する会社法の規定

中国「会社法」（以下、条文は全て中国「会社法」から引用）22 条は、董事会などの決議に瑕疵がある場合の効力と、裁判所による審査の及ぶ範囲について以下のように規定しています。

##### 「董事会決議について」

(1) 無効＝株主会または株主大会、董事会の決議内容が法律、行政法規に違反している場合。

(2) 株主による取消請求可能（決議日から 60 日以内）

(A) 株主会または株主大会、董事会の会議招集手続き、裁決方法が法律、行政法規または会社定款に違反している場合。

(B) 決議内容が会社定款に違反している場合。

##### 「裁判所の判断する範囲（同条 2 項）」

(1) 決議内容が法律、行政法規と合致しているか（内容の適法性）。

(2) 董事会会議の招集手続き、裁決方法が法律、行政法規および会社定款と合致しているか（手続きの適法性）。

(3) 決議内容が会社定款と合致しているか。

#### 2. 董事会による総経理解任に理由は必要か？

総経理解任（会社の業務執行の最高責任者）は、董事会に対して責任を負います（50 条）。同条では、会社の業務執行に関わる「経理」は、会社の経営戦略の決定を行う権利を有する独立した主体として、経営を執行する強大な権限が与えられています。董事会による総経理解任権（47 条 9

号）は、こうした総経理解任の権限に歯止めをかける機能があります。最新の「会社法」では、旧「会社法」で定めていた「理由がある場合」董事を解任できるという規定が削除されたので、董事会が総経理解任するに際し、理由は必要でないという解釈もありえるようになりました。

#### 3. 本件裁判例の分析

中級人民法院は、董事会決議の効力について、22 条の規定に従って手続面を中心とする形式審査のみを行い、解任に至った具体的な理由や事実に関する実質的な審査は行いませんでした。結果として、董事会が総経理解任する理由が事実かどうか（理由があるか否か）は、決議の効力には影響を与えないこととなります。こうした裁判所の考え方は、上記 2 で紹介した董事会による総経理解任に当たり理由は必要でないという解釈に沿うものと言えます。

### まとめ

中級法院が解任決議の手続の違法性を中心に審査し、決議の理由を審査しなかったのは、董事会の解任権を通じて総経理解任の権限を抑制し、ひいては投資家の利益を保障しようとする会社法の趣旨を重視したものと思われます。

これに対し、共同出資の小規模な会社における勢力争いを背景として総経理解任決議が行われた場合にも、そうした趣旨が妥当するの、また、言われなき理由によって（もしくは理由がないのに）解任された総経理解任の地位・名誉を回復する手段がなくてもよいのかという点から、事実誤認を理由に解任決議を無効と判断した第 1 審判決を支持する考えもあります。

※大地の窓は今回が最終回となります。

#### < 筆者紹介 >

大地法律事務所海外部

住所（北京）：北京市朝陽区建国路 89 号華貿中心 15 号楼 505 室

電話（北京）：(86 10) 6530-7711

青島事務所

住所：山東省青島市香港中路 36 号招商大廈 1709 室

電話：(86 532) 8667-8011

東京連絡事務所

住所：東京都千代田区紀尾井町 3-19 紀尾井町コートビル 402 号室

電話：(03) 6272-9201

HP：<http://www.aaalawfirm.com>

E-mail：[xionglin@aaalawfirm.com](mailto:xionglin@aaalawfirm.com)（全国）